

指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所
「桜町聖ヨハネホーム」運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目 的)

第1条 この規程は、桜町聖ヨハネホーム（以下「ホーム」という）の指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 ホームの指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目標とする。
- 2 ホームの指定短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目標とする。
- 3 ホームの指定介護予防短期入所生活介護事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を図ることを目標とする。

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職 員)

第3条 当ホームは、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に示された所定

の職員を配置するものとする。

但し、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | | |
|-----|---------|--------------------------|
| 1) | 園長（管理者） | 1 名 |
| 2) | 医師 | 必要数 |
| 3) | 生活相談員 | 2 名以上 |
| 4) | 介護職員 | 3 8 名以上
(看護職員 3 名以上含) |
| 5) | 看護職員 | |
| 6) | 栄養士 | 必要数 |
| 7) | 機能訓練指導員 | 1 名以上 |
| 8) | 介護支援専門員 | 2 名以上 |
| 9) | 事務員 | 必要数 |
| 10) | 調理員 | 必要数 |
- 2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（職 務）

第 4 条 ホームに勤務する職員の職務内容は次のとおりとする。

- 1) 園長はホームの業務を統括する。
- 2) 医師は利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導を行う。
- 3) 生活相談員は利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関するものを行う。
- 4) 介護職員は利用者の日常生活の援助、介護を行う。
- 5) 看護職員は利用者の健康状況に注意し、診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行う。
- 6) 栄養士は栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した献立作成、栄養量計算、給食記録、調理員の指導等食事業務全般並びに利用者の栄養指導を行う。
- 7) 機能訓練指導員は入所者の心身の状態に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 8) 介護支援専門員は利用者の施設サービス計画を作成するとともに、その実施状況を把握し、必要があれば計画の変更を行う。
- 9) 調理員は調理、給食業務を行う。
- 10) 事務員は庶務及び会計事務を行う。

第 3 章 利用定員

（定 員）

第 5 条 ホームの指定介護老人福祉施設の入所定員は 106 名とする。

- 2 ホームの指定短期入所生活介護事業所の利用定員は併設型 4 名・空床利用型 5 名とする。

第4章 入所者に対するサービスの内容 及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画の作成)

- 第6条 計画担当介護支援専門員は、利用者について解決すべき課題を把握するため、特別の事情がない限り、利用者及びご家族に面接し、その意向を踏まえ、そしてサービス担当者会議により担当者から意見を求めた上、施設サービス計画の原案を作成し、また必要に応じて変更する。施設サービス計画の作成および変更に際しては、その原案の内容を利用者又はご家族に説明し文書による同意を得、施設サービス計画書を交付する。
- 2 指定短期入所生活介護事業所の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明し、同意を得、施設サービス計画書を交付する。
- 3 管理栄養士及び医師等が共同して、利用者の栄養状態、健康状態を把握し、栄養ケア計画の原案を作成し、また必要に応じて変更する。栄養ケア計画の作成および変更に際しては、その原案の内容を利用者又はご家族に説明し文書による同意を得る。

(サービスの提供)

- 第7条 職員はサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(入 浴)

- 第8条 1 週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行う。
但し、利用者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師により入浴が適切でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

(排 泄)

- 第9条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により排泄の介助又は自立について必要な援助を行う。
- 2 おむつを使用せざるを得ない利用者に対しては、適切なおむつを使用し、適宜に取替えを行う。

(離床、着替え、整容等)

- 第10条 利用者の心身の状況に応じて、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

(褥瘡の防止)

- 第11条 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともにその発生防止の体制を整える。

(食事の提供)

- 第12条 食事は栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。
また、入所者の自立の支援に配慮し、離床して食堂で行われるように努力するものとする。
- 2 食事の時間はおおむね次のとおりとする。
- | | |
|-------|---------|
| 1) 朝食 | 7時30分～ |
| 2) 昼食 | 12時00分～ |
| 3) 夕食 | 18時00分～ |
- 3 予め連絡のあった場合は、別に定めるところにより、衛生上又は管理上許容可能な一定時間、食事の置き置きをすることができる。
- 4 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事の提供をしなくてもよいものとする。

(通常の送迎)

- 第13条 短期入所生活介護事業所の利用者の入所時及び退所時には、利用者の要請により自宅まで送迎を行うことがある。但し、送迎を行う地域は小金井市内及び隣接する他市とする。

(相談、援助)

- 第14条 ホーム職員は常に利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の適宜の供与等)

- 第15条 教養娯楽設備等を整え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。
- 2 ケアの一環としてできるだけ外出の機会を多くもてるように計画します。
- 3 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意に基づき、所定の手続きにより代って行うことができる。

(機能訓練)

- 第16条 利用者の心身の状態等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又は減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康管理)

- 第17条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

- 第18条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することがあきらかに見込まれる時は、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、できるだけ退院後再び円滑に入所することができるようにする。

(緊急時の対応)

- 第19条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。
- 2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。
- 3 利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

(利用料)

- 第20条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の1割又は2割又は3割、食事の提供に要する費用、居住に要する費用及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。
- 費用の支払いを受けるにあたっては、予め入所者又はその家族に対して文書による説明を行い、文書による同意を得るものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に算定した費用の額の1割又は2割又は3割、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、送迎に要する費用及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。
- 費用の支払いを受けるにあたっては、予め利用者又はその家族に対して文書による説明を行い、文書による同意を得るものとする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に算定した費用の額の1割又は2割又は3割、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、送迎に要する費用及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。
- 費用の支払いを受けるにあたっては、予め利用者又はその家族に対して文書による説明を行い、文書による同意を得るものとする。
- 4 利用者が特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した場合は、

施設サービス費用基準額と同額の利用料とする。

- 6 指定介護老人福祉施設の利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、利用期間が1ヶ月に満たない場合には日割計算によって計算するものとする。
利用者は月額利用料を翌月27日までに、自動引落とし、振込、現金によるいずれかの方法により支払うものとし、入所時に決定するものとする。
但し、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を退所時に支払うものとする。
- 7 指定短期入所生活介護事業所の利用料は指定短期入所生活介護が終了し、退所する時に現金により支払うものとする。但し、利用期間が利用開始した月を越える場合には、利用月の末日に現金又は振込による支払いを請求することができるものとする。
- 8 指定介護予防短期生活介護事業所の利用料は指定介護予防短期入所生活介護が終了し、退所する時に現金により支払うものとする。但し、利用期間が利用開始した月を越える場合には、利用月の末日に現金又は振込による支払いを請求することができるものとする。

第5章 ホームの利用についての留意事項

(日 課)

- 第21条 利用者は、健康と生活の安定のため園長の定める日課のもとに秩序ある共同生活を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

- 第22条 利用者が外出（短時間のものは除く）または外泊しようとするときは、その都度外出・外泊先、用件、ホームへの帰着する予定日時などを園長に届け出るものとする。

(面 会)

- 第23条 利用者は外来者と面会しようとするときは、利用者又は外来者がその旨を園長に届け出るものとする。園長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができる。

(健康留意)

- 第24条 利用者は努めて健康に留意するものとし、ホームで行う健康診断は特別の理由がない限り受診するものとする。

(衛生保持)

- 第25条 利用者はホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、またホームに協力するものとする。

(ホーム内禁止行為)

第26条 ホーム内で利用者の次の行為があった場合には、ホームは厳重注意の上必要な処置をとることができる。

- 1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- 2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- 3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- 4) ホームの秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- 5) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、又はホーム外に持ち出すこと。

(損害賠償)

第27条 利用者は故意または過失によって、ホーム（設備及び備品）に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときはその損害を弁償し、または現状に回復する責任を負うものとする。

- 2 損害賠償の額は利用者の収入及び事情を考慮して減免することができる。

第6章 非常災害対策

(災害、非常時の対応)

- 第28条 ホームは、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設ける。
- 2 ホームは、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を原則として少なくとも月1回は実施し、そのうち年2回以上は総合訓練を実施するものとする。
 - 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、ホーム職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第7章 その他の運営に関する重要事項

(利用資格)

第29条 ホームの利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設又は指定短期入所生活介護の利用の資格があり、ホーム利用を希望する者で、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他の法令により入所できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第30条 ホームの利用にあたっては、予め入所申込者又はその家族に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明し、入所申込者の同意を得て、利用契約を締結するものとする。

(施設・設備)

- 第31条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は園長が利用者と協議の上決定するものとする。
- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置き、占有してはならないものとする。
 - 3 施設・設備等の維持管理はホーム職員が行うものとする。

(衛生管理等)

- 第32条 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を行うとともに、医薬品及び医療器の管理を適正に行う。
- 2 感染症又は食中毒が発生又はまん延しないように、予防及び対策を検討し、職員の教育を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第33条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための、以下の措置を講じる。
- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - 4) 前3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情処理)

- 第34条 利用者は、提供されたサービス等について苦情を申し出ることができる。その場合すみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善方法について利用者に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第35条 事故の発生又はその再発を防止するため、発生時の対応及び発生の防止の対策を検討し、指針を整備し、また職員の教育を行い、周知を図る。

(秘密の保持)

- 第36条 職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 前項は職員でなくなった後においても同様とする。
 - 3 ホームは居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書による利用者の同意を得なければならない。

第8章 雑則

(改 正)

第37条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人聖ヨハネ会理事長と桜町聖ヨハネホーム管理者との協議によるものとする。

付 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。
この規程は平成14年1月1日から改訂施行する。
この規程は平成14年3月1日から改訂施行する。
この規程は平成15年4月1日から改訂施行する。
この規程は平成17年10月1日から改訂施行する。
この規程は平成18年4月1日から改訂施行する。
この規程は平成20年8月1日から改訂施行する。
この規程は平成20年10月1日から改訂施行する。
この規程は平成21年4月1日から改訂施行する。
この規程は平成27年4月1日から改訂施行する。
この規程は平成30年4月1日から改訂施行する。
この規程は令和 3年4月1日から改訂施行する。
この規程は令和 6年3月1日から改訂施行する。
この規程は令和 6年3月21日から改訂施行する。